

住宅・建築物の耐震化に関する支援制度（令和4年度）

◇住宅・建築物安全ストック形成事業 <社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業（令和4年度予算）>

※地方公共団体の補助制度については、住宅・建築物がある地方公共団体にお問い合わせください。

住宅

○耐震診断

- ・民間実施：国と地方で2/3
- ・地方公共団体実施：国1/2

○補強設計等

- ・民間実施：国と地方で2/3
- ・地方公共団体実施：国1/2

○耐震改修、建替え又は除却

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

パッケージ支援（補強設計等+耐震改修又は建替え）

耐震改修の種類別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等（防火改修含む）	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

建築物

○耐震診断、補強設計等

- ・民間実施：国と地方で2/3
- ・地方公共団体実施：国1/3

○耐震改修、建替え又は除却

建物の種類	交付率
避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3
多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%

◇地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業） <令和4年度予算：国費130億円>

○改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物等の耐震化に対し、重点的・緊急的に支援（令和5年度末まで）

- ・要緊急安全確認大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）：補強設計1/2、耐震改修1/3
- ・要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物、防災拠点建築物）：耐震診断1/2、補強設計1/2、耐震改修2/3
- ・緊急輸送道路沿道建築物等：耐震診断1/3、補強設計、1/3、耐震改修1/3

◇耐震改修促進税制（住宅・建築物）

住宅

- 所得税（R5.12まで） 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%等を所得税から控除
- 固定資産税（R6.3まで） 固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（特に重要な避難路沿道にある耐震診断義務付け対象の住宅は、2年間1/2減額）

建築物（耐震診断義務付け対象）

耐震診断の結果報告を行った者が、政府の補助を受けて、H26.4.1～R5.3.31の間に耐震改修を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額

◇住宅金融支援機構による融資制度 ※金利は毎月見直します。最新の金利は住宅金融支援機構にお問い合わせください。

個人向け

- 融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限）
- 金利：償還期間10年以内1.07%、11年～20年以内1.48%（R4.4.1現在）

マンション管理組合向け（（公財）マンション管理センターの保証を利用する場合）

- 融資限度額：共用部分の工事費の10割
- 金利：償還期間10年以内0.55%、11年～20年以内0.96%（R4.4.1現在）